

# 生活 福祉資金 貸付制度

① 総合支援資金

② 福祉資金

③ 教育支援資金

④ 不動産担保型生活資金

※詳しくは次のページの貸付条件一覧をご覧ください。

## 生活福祉資金貸付制度って どんな制度？

この制度は、厚生労働省の定めた制度要綱に基づき、他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害のある方のいる世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

### 貸付申込の際は

借入申込書のほか住民票などの関係書類を提出していただく必要があります。また、ご相談の内容により追加書類が必要な場合があります。

**貸付は、借入申込書等により内容を審査しますので、貸付決定・送金までに日時を要することをご承知おきください。**

なお、審査の結果によっては、減額して貸付決定することがあるほか、貸付を行わない場合もあります。



## この資金を 利用できる世帯は？

資金の貸付を受けることにより経済的自立とその償還が見込まれる世帯です。なお、資金の種類によっては、貸付の対象世帯とならないことがあります。

**低所得  
世帯**

世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付を他から受けることが困難である世帯

**障害者  
世帯**

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯

**高齢者  
世帯**

65才以上の高齢者のいる世帯（福祉資金については、日常生活上療養又は介護を要する高齢者のいる世帯が対象です。）

※低所得世帯・高齢者世帯の所得基準は次のページ





# 利用に際しての 注意事項

## 連帯保証人・連帯借受人と貸付利率について

● ①総合支援資金と②福祉資金の福祉費は、原則連帯保証人を必要としますが、連帯保証人を立てない場合でも借入れを申し込むことができます。

● ③教育支援資金と②福祉費のイについては、就学等をする方が借受となり、その世帯の生計中心者が連帯借受とならなければなりません。(この場合は、原則として連帯保証人は不要です。)

なお、就学等をする者が生計中心者の場合は、本人が借受となり、原則連帯保証人を立てていただきます。

● ①総合支援資金と②福祉資金の福祉費は連帯保証人を立てた場合は、無利子。連帯保証人を立てない場合は、年利1.5%です。

※連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であることが条件となります。

※連帯保証人となる方には所得等要件があります。下記の貸付の所得要件の2をご覧ください。

## 他の公的資金と合わせて利用できますか？

他の公的資金の貸付対象となる場合は、他の公的資金を優先して活用していただきます。

## 他の公的資金にはどんな制度があるの？

- 母子・父子・寡婦福祉資金
- 日本学生支援機構による奨学金
- 日本政策金融公庫による融資 等

※この他にも介護福祉士や看護師等の養成のための貸付制度などさまざまな貸付制度があります。

**注**：この貸付制度には、所得基準などの各種要件があり、その要件に該当しない場合は貸付の対象となりませんのでご留意願います。

なお、既に契約又は支払済みの経費や、借金返済のための借換えについては貸付対象となりません。



# 貸付条件一覧 (平成28年2月1日)

資金の種類	貸付限度額・目安額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
① 総合支援資金	生活支援費 (生活再建までの間に必要な生活費)	月20万円 以内(単身世帯:月15万円以内)で、申込者の過去の世帯収入額及び諸事情をお聞きしたうえで個別に算定させていただきます(貸付期間は原則3ヵ月、最長12ヵ月以内(延長は3ヵ月ごと3回まで))	最終貸付日から6ヵ月以内	据置期間経過後10年以内 *1ヵ月当たりの償還計画額の最低額が1万円程度になるよう設定	*連帯保証人を立てる場合は無利子 *連帯保証人を立てない場合は年1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる
	住宅入居費 (敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)	40万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸付している場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヵ月以内			
	一時生活再建費 (生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難であるもの) (例) 就職支度費、技能習得費、家賃の安い住宅への転居費用など生活再建に必要な経費	60万円以内				
貸付対象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯(なお、貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要) (1)低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること (2)借入申込者の本人確認が可能であること (3)現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること (4)実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることと、償還が見込めること (5)失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと					
② 福祉資金	ア 生業を営むために必要な経費(原則設備的資金)	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヵ月以内	据置期間経過後20年以内 据置期間経過後8年以内 据置期間経過後7年以内 据置期間経過後8年以内 据置期間経過後8年以内 据置期間経過後10年以内 据置期間経過後5年以内 据置期間経過後5年以内 据置期間経過後7年以内 据置期間経過後3年以内 据置期間経過後3年以内 据置期間経過後3年以内	*連帯保証人を立てる場合は無利子 *連帯保証人を立てない場合は年1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる *技能習得については、教育支援費に同じ
	イ 技能習得に必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6ヵ月程度130万円、1年程度220万円、 2年程度400万円、3年以内580万円				
	ウ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円				
	エ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円				
	オ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円				
	カ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円				
	キ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)				
	ク 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)				
	ケ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円				
	コ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円				
	サ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円				
	シ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円				
	ス その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円				
緊急小口資金 (緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用。なお、貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要)	10万円	貸付の日から2ヵ月以内	据置期間経過後12ヵ月以内	無利子	連帯保証人を必要としない	
③ 教育支援資金	教育支援費 (学校教育法に規定する高等学校や大学等に就学するのに必要な経費)	【高等学校】月額35,000円 【高等専門学校】月額60,000円 【短期大学】月額60,000円 【大学】月額65,000円	卒業後6ヵ月以内	据置期間経過後20年以内 *1ヵ月当たりの償還計画額の最低額が1万円程度になるよう設定	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受として加わらなければならない この場合は原則として連帯保証人は必要としない
	就学支度費 (学校教育法に規定する高等学校や大学等への入学に際し必要な経費)	50万円				
④ 不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 (低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(評価額が1,000万円以上の土地)を担保として毎月の生活費を貸し付ける資金)	不動産の評価額に基づき貸付限度額を決定する。 (土地の評価額の70%以内)	契約の終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる 連帯保証人を必要としない
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(500万円以上の土地・家屋)を担保として毎月の生活費を貸し付ける資金)					

## 貸付の 所得要件

1. 低所得世帯・高齢者世帯の所得基準 次の所得額(月額平均)以下の世帯が対象です。(単位:円)

借入申込世帯の人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごとに
高知市	130,000	200,000	280,000	360,000	410,000	470,000	520,000	60,000 加算
高知市以外	110,000	170,000	240,000	310,000	350,000	400,000	450,000	50,000 加算

(所得額を確認するため市町村が発行する所得証明書の提出が必要です)

※ 高齢者世帯の所得加算

高齢者加算については70歳以上の方及び、65歳以上の介護認定者(要介護・要支援)各1名につき2万円を加算します。

2. 連帯保証人の所得基準

連帯保証人の所得基準は、月額に換算し130,000円(高知市の1人世帯の低所得者基準額)を超える額とします。

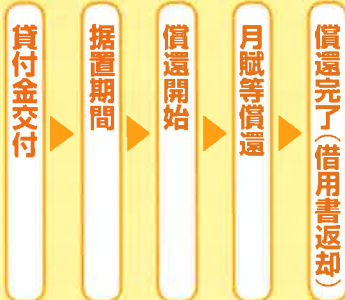
# 相談・ 申込先

●貸付申込の際には、各種の添付書類等が必要となりますので、お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください。



## 償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替又は払込取扱票により、償還いただきます。資金種類ごとに償還期間が定められています。
- 借受人等が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかったときは、期限経過後から、延滞元金につき延滞利子（年5.0%）が日割で加算されます。



### ※個人情報の取扱いについて

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業の利用に際して得た個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規則に基づき、事業担当者が利用目的の範囲に限って利用します。事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ本制度をご利用ください。

## 制度に関するお問い合わせは、 高知県社会福祉協議会 生活福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1  
高知県立ふくし交流プラザ4階

TEL088-844-4600

## ● あなたのまちの相談窓口 ●

# 高知県内市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	支所	住 所	電 話
高 知 市		高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル3階	088(856)5539
室 戸 市		室戸市領家87 室戸市デイサービスセンター内	0887(22)1348
安 芸 市		安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887(35)2915
香 南 市		香南市野市町西野534-1 のいちふれあいセンター内	0887(50)6666
香 美 市	本 所	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内	0887(53)5800
	香北支所	香美市香北町荏生野336-1 保健福祉センター内	0887(59)2140
	物部支所	香美市物部町大栃878-3	0887(58)3098
南 国 市		南国市日吉町2丁目3-28	088(863)4444
土 佐 市		土佐市高岡町乙3451-1 土佐市社会福祉センター内	088(852)2145
須 崎 市		須崎市山手町1-7 須崎市総合保健福祉センター内	0889(42)0736
四 万 十 市	本 所	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880(35)3011
	西土佐支所	四万十市西土佐用井1110-31 総合福祉センター内	0880(31)6111
宿 毛 市		宿毛市高砂4-56 総合社会福祉センター内	0880(65)7665
土佐清水市		土佐清水市寿町11-9 社会福祉センター内	0880(82)3500
東 洋 町		安芸郡東洋町大字生見756-8 地域福祉センター内	0887(29)3144
奈 半 利 町		安芸郡奈半利町乙1269-1 保健センター内	0887(38)7346
田 野 町		安芸郡田野町1828-4 老人福祉センター内	0887(38)5325
安 田 町		安芸郡安田町大字西島40-2 保健センター内	0887(38)5500
北 川 村		安芸郡北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内	0887(38)6895
馬 路 村		安芸郡馬路村大字馬路407-1 デイサービスセンター内	0887(42)1020
芸 西 村		安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター内	0887(32)2211
本 山 町		長岡郡本山町本山1041 社会福祉会館内	0887(76)2312
大 豊 町		長岡郡大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内	0887(73)1200
土 佐 町		土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター内	0887(82)1067
大 川 村		土佐郡大川村小松78-6 総合福祉センター内	0887(84)2361
い の 町	本 所	吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内	088(892)0515
	本川支所	吾川郡いの町長沢254-10	088(869)2071
	吾北支所	吾川郡いの町小川西津賀才126	088(867)2820
仁 淀 川 町	本 所	吾川郡仁淀川町大崎264-8 仁淀川町福祉センター内	0889(35)0207
	池川支所	吾川郡仁淀川町土居甲921-1 池川保健センター内	0889(34)2235
	仁淀支所	吾川郡仁淀川町長者乙2435 せいらん荘内	0889(32)2238
佐 川 町		高岡郡佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内	0889(22)1510
越 知 町		高岡郡越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター内	0889(26)1149
日 高 村		高岡郡日高村沖名5 社会福祉センター内	0889(24)5310
中 土 佐 町	本 所	高岡郡中土佐町久礼52-2	0889(52)2058
	大野見支所	高岡郡中土佐町大野見吉野234	0889(57)2217
しまんと町	本 所	高岡郡四万十町茂申11-30 社会福祉センター内	0880(22)1195
	大正支所	高岡郡四万十町大正32-1 老人福祉センター内	0880(27)1177
	十和支所	高岡郡四万十町昭和470-6 高齢者生活福祉センター内	0880(28)5331
梶 原 町		高岡郡梶原町川西路2320-1	0889(65)1235
津 野 町	本 所	高岡郡津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター内	0889(55)2115
	西支所	高岡郡津野町力石2870 津野町役場西庁舎内	0889(62)2355
黒 潮 町	本 所	幡多郡黒潮町入野2017-1 保健福祉センター内	0880(43)0315
	佐賀支所	幡多郡黒潮町佐賀1080-1	0880(55)3371
大 月 町		幡多郡大月町鉾土603	0880(73)1119
三 原 村		幡多郡三原村来栖野479-1 総合保健センター内	0880(46)3003